

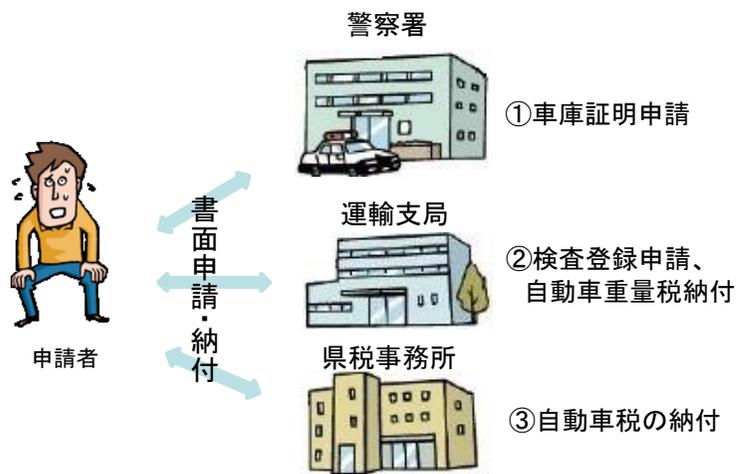
自動車保有関係手続のDX

国土交通省
物流・自動車局
令和6年12月5日

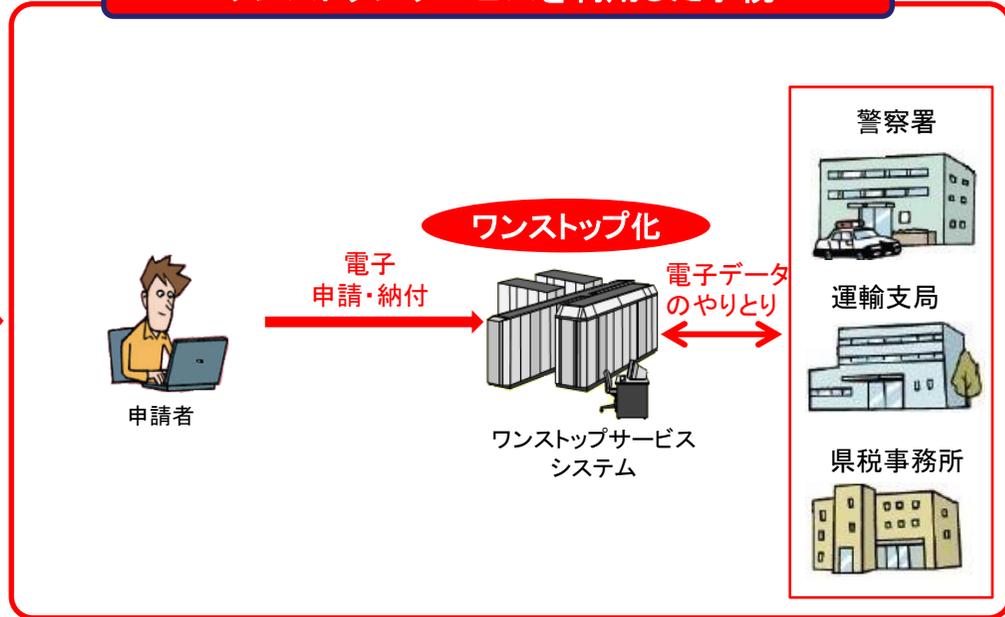
- 自動車（登録車）の運行に必要な各種行政手続を、OSSによりオンライン・一括で行うことが可能。
 - ①保管場所証明（警察署）
 - ②検査登録申請、自動車重量税納付（運輸支局）
 - ③自動車諸税の納税（県税事務所）

窓口手続

○書面による申請・納付手続のため、各機関を訪れる必要



ワンストップサービスを利用した手続



対象手続

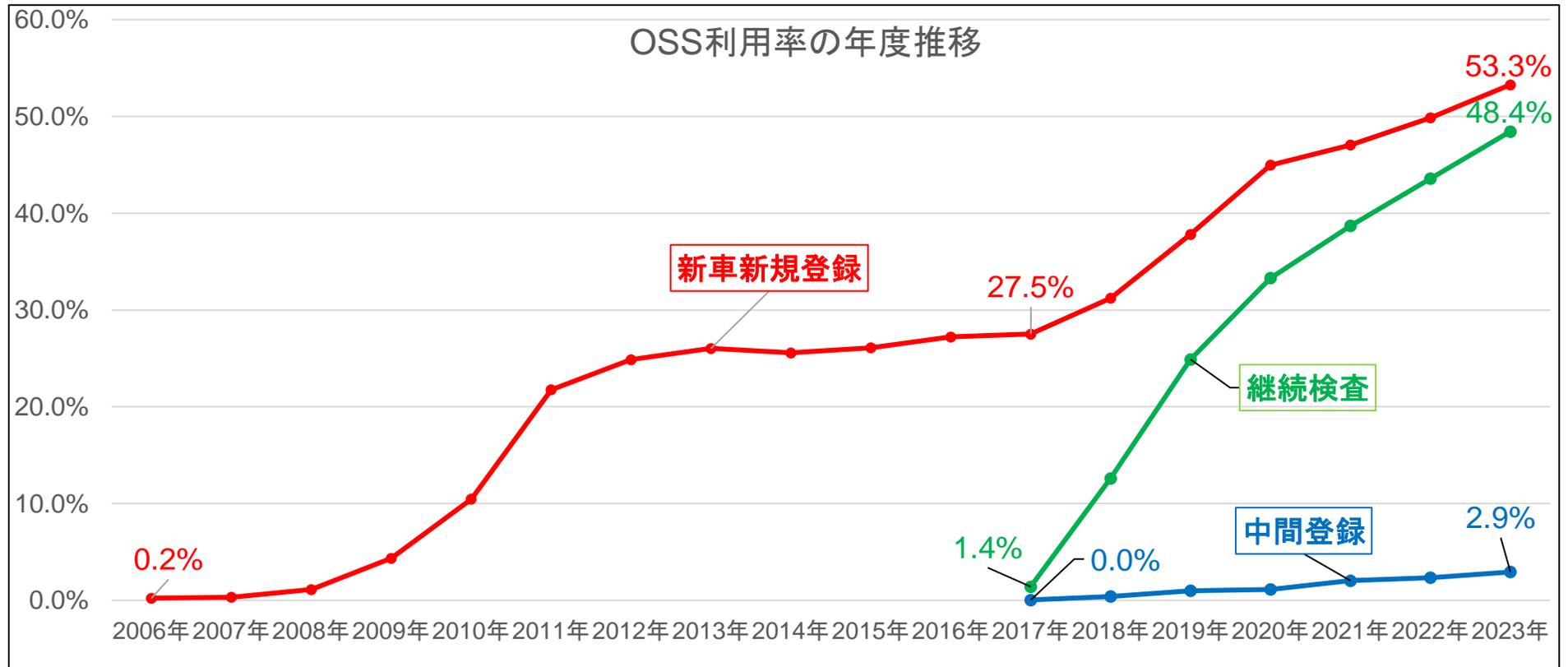
【登録自動車】

- ・新車新規登録
- ・継続検査
- ・中間登録(中古新規登録、移転登録、変更登録、一時抹消登録等)

【軽自動車】

- ・新車新規検査
- ・継続検査

- 新車新規登録についてはディーラーが、継続検査についてはディーラー・指定整備工場が、それぞれオンラインによる一括申請が可能となったことにより、OSS申請の利用が顕著に伸びている。
- 中間登録（中古新規登録、移転登録、変更登録、抹消登録等）においては、新車新規登録等と比べ利用率の伸びが低い。原因として、添付提出書面の電子化が進んでいないことが挙げられる。



項目		対応方針		説明資料
		○対応予定、△検討又は一部対応、×対応不可		
自動車保有関係手続に係る書面・押印の見直し				
1.	押印、印鑑証明書提出の見直し	○		P4
2.	譲渡証明書のデジタル化	○		P5
デジタル化（OSS）の拡充				
3.	OSS対象手続の拡充 （相続による移転登録等の追加）	○		P6
4.	軽自動車OSS対象手続の拡充 （移転届出、変更届出等の追加）	△	ニーズ調査を実施し、真に必要な手続について拡充	P7
5.	OSS手続の利便性向上 （保管場所証明と登録手続の分割）	△	ハイブリッドOSSについては、申請者の要望に応じてR5.10にあえて追加	P8
6.	封印制度の見直し	△	封印の効果を担保した上で、DX化を検討	P9~13

注：1.~4.の措置は大規模なシステム改修が必要なため、遅くとも令和9年度（軽自動車は令和10年度）のシステム更改時に対応予定

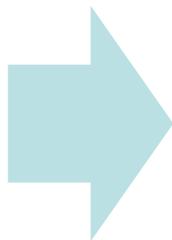
1. 押印、印鑑証明書提出の見直し

- 現在、OSS申請において、押印が必要な書類は、新規登録・移転登録・抹消登録手続きに係る委任状（代理申請の場合）、譲渡証明書となっている。
※令和2年押印見直し改正により、変更登録等に必要な書類は押印不要とした。
- 実印押印の代替手段として、マイナンバーカードの電子証明書の活用を検討中。
対応①：OSSポータルにて電子委任状を作成（措置済）
対応②：ディーラー等が作成した電子委任状に対応
- マイナンバーカードを活用して押印・印鑑証明書提出の廃止を検討

【現状】

	電子化対応状況
委任状	△（対応①）
譲渡証明書	新車：○ 中古車：×

- ：利用可能
- △：一部利用可能
- ×：未対応→押印を要する書面の提出となり、
印鑑証明書の提出も必要



【将来】

	電子化対応状況
委任状	○（対応① + 対応②）
譲渡証明書	新車：○ 中古車：○（P5の対応）※

- ※複雑な相続等の例外的なケースにおいて、引き続き書面提出とする可能性あり

2. 譲渡証明書のデジタル化

1) 新車の譲渡証明書

- 平成17年よりメーカーが作成し電子的に提出（措置済）

2) 中古車の譲渡証明書

- ユーザー・ディーラー等がスマホアプリを用いて譲渡証明書を作成する実証実験を実施（令和6年度中）し、課題を整理
- 上記のほか、ディーラー等が開発するシステムを用いて譲渡人等が作成した譲渡証明書の受入れについても検討

譲渡証明書

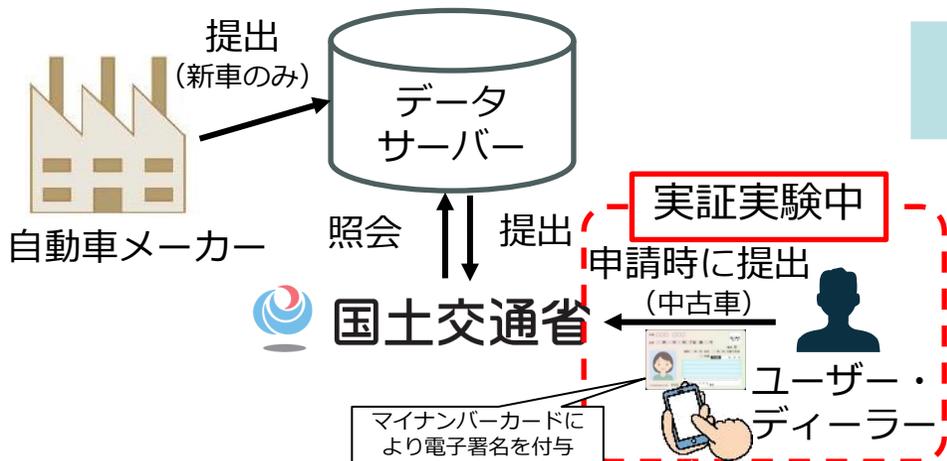
次の自動車を譲渡したことを証明する。

車名	型式	車台番号	原動機の型式
ホクリク	RT50	RT50-1234567	RT50E
譲渡年月日	譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所		譲渡人印
令和2年 1月5日	日本自動車販売 株式会社 代表取締役 日本 大介 石川県七尾市矢田新町二部172番地		実印
	運輸 太郎 石川県金沢市入江3丁目い153-8		
譲渡年月日			
備考			

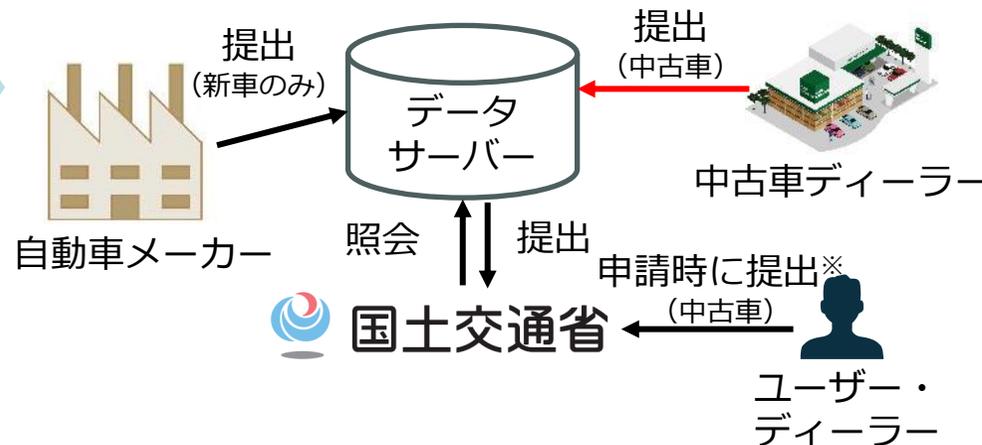
注 型式の変更等があった場合は、備考欄にその旨を記入すること。

○電子譲渡証明書提出の流れ

【現状】



【将来】



*ディーラー等の利用状況を勘案しつつ開発の必要性を検討

3. OSS対象手続の拡充(相続による移転登録等の追加)

現 状

- 平成17年度より新車新規登録のOSS申請がスタートした以降、中間登録や継続検査などOSS申請の対象が順次拡充された。
- 登録に必要な添付書類が申請内容によって異なるため、相続などの複雑な申請はOSS申請の対象外となっている。
(例) 戸籍謄本、遺言書、遺産分割協議書 など (申請内容によって異なる)



今後の対応

- OSS申請の対象外となっている手続を洗い出し、対象拡充を目指す。

特に、相続による移転登録について、相続人が1人である場合など簡易なケースについては、令和9年度中の導入を目指す。

※その他の手続について、ニーズやシステム改修コスト等を踏まえ、導入を検討する。

4. 軽自動車OSS対象手続の拡充(移転届出、変更届出等の追加)

現 状

○ 軽自動車検査協会では、登録車の手続と同様に申請者の利便性向上のため、以下のOSS申請等による手続の簡素化を推進。

令和元年5月：使用過程車の継続検査時のOSS（継続検査OSS）を開始

令和5年1月：新車の新規検査時のOSS（新規検査OSS）を開始

令和6年1月：電子車検証の交付を開始。検査の際の事務所への出頭が一部不要に



今後の対応

令和6年度：車検証の変更記録等のOSS対象手続拡大に向け、ニーズやシステム化検討の共同調査※を開始

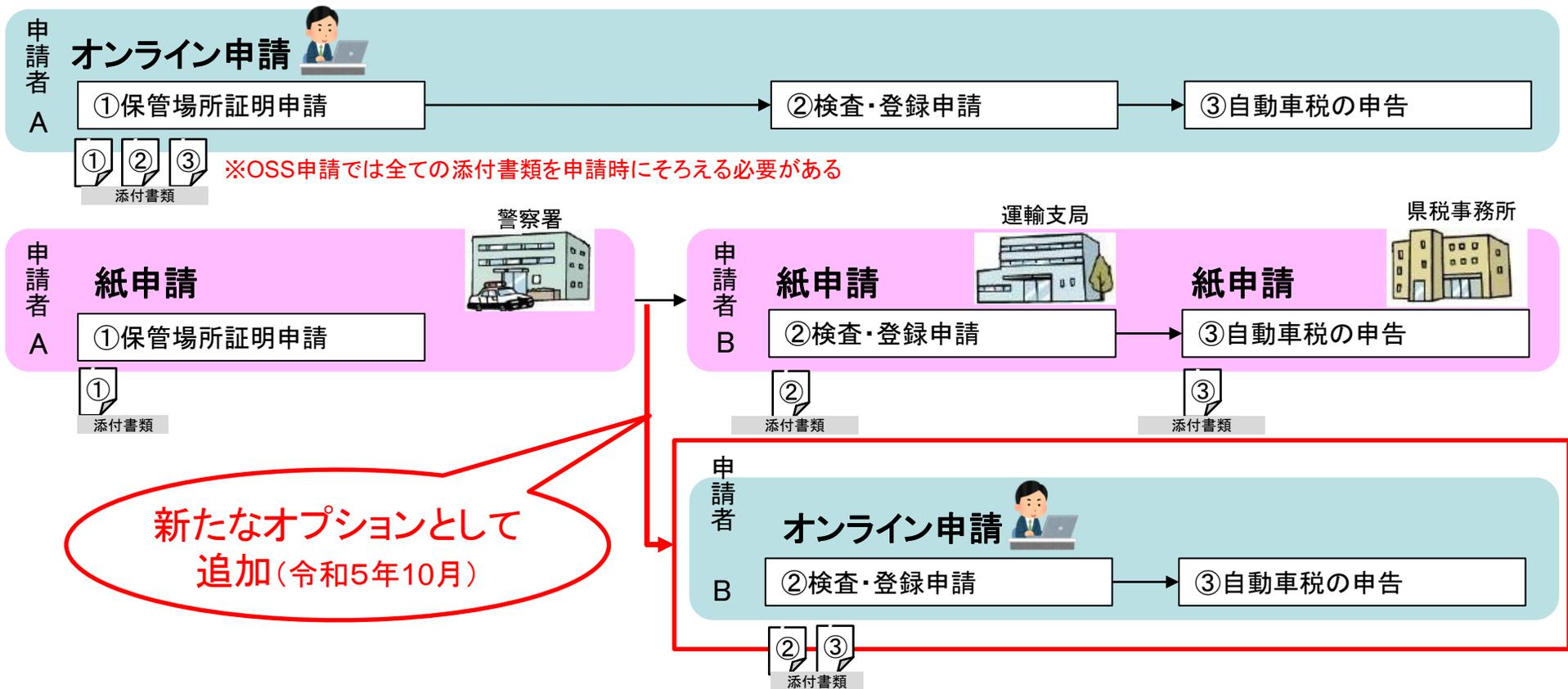
（手数料の発生しない変更記録等の手続について、対応の必要性等を精査中）

令和10年度：共同調査結果を踏まえたシステム改修を実施（予定）

※ 軽OSSを共同運営している軽自動車検査協会・地方税共同機構により実施

5. OSS手続の利便性向上(保管場所証明と登録手続の分割)

- OSS申請においては申請時点で添付書類を全てそろえて提出する必要があるが、**申請者によっては全ての添付書類を同時にそろえられない場合があり**、OSS申請の課題となっていた。
(例: 「保管場所使用承諾証明書」と「印鑑登録証明書」等)
- 令和5年10月より保管場所証明書の申請を紙により行った後の手続きからOSS申請に切替えることも可能とし、**書類準備に係る問題を解消し、申請者の利便性を向上**。



6. 封印制度について

- 道路運送車両法第11条において、国は、ナンバープレートの番号（自動車登録番号）と、車台番号が車検証の記載と同一であることを確認し、後面のナンバープレートに封印を取付けることとされている。
- 封印を取外すときは、封印の真ん中に穴を開け、中にあるネジを外すようになっていることから、再使用することはできない構造となっている。

封印取付けのフロー

封印の土台の
取付け



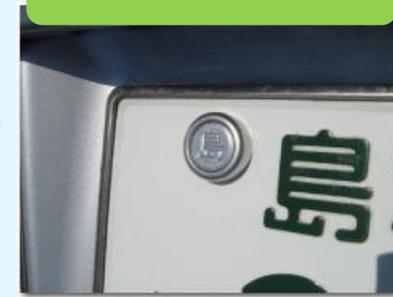
自動車登録番号と
車台番号の確認



封印の取付け



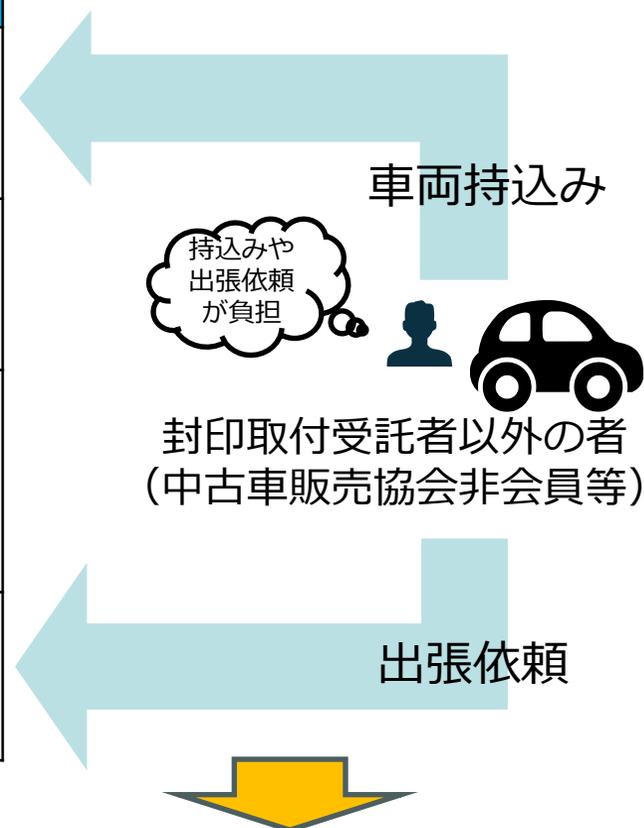
取付け完了



6. 封印取付受託者等について

- 国は封印の取付けについて、ナンバープレート交付代行者、新車ディーラー、中古車販売協会、行政書士に委託している。
- 封印の委託を受けていない者は、封印の取付けのために支局への車両持込み又は行政書士へ出張依頼することが必要。

受託者の種類	取付け場所	支局への出頭要否
ナンバープレートの交付代行者	分室(運輸支局隣接の事務所)	必要
新車ディーラー	営業所等	不要
各都道府県の中古車販売協会	<u>構成員である自動車販売事業者</u> の店舗	不要
各都道府県の行政書士会	所属する行政書士の事業所	不要



不正対策と相まって、車両持込みを行わなくてもよい者の範囲拡大を検討

6. 封印業務の不適切な取扱いに係る対応

- 旭川トヨタ自動車（株）による封印の不適切な取扱い事案を踏まえ、全国の封印取付受託者（約2,500者）を対象に、封印業務の実態に係る調査を4月に実施。
- 調査結果を踏まえ、8月9日に不適切な取扱いを行った事業者に対する処分を実施。

不適切な取扱いを行った事業者に対する処分

<主たる不適切な取扱い>

- ① 使用済み封印の再利用（一度取付けられていた封印を再度車両に取付ける行為）【法律違反】
- ② 届出をしていない事業場での封印取付け行為【省令違反】
- ③ あらかじめ選任されていない者による封印取付け行為【通達違反】
- ④ 新規登録をした自動車への封印取付けの未実施※【法律違反】

※希望番号ナンバープレートが交付されるまでの間、一連番号のナンバープレートを取りつけなかった。

<処分内容>

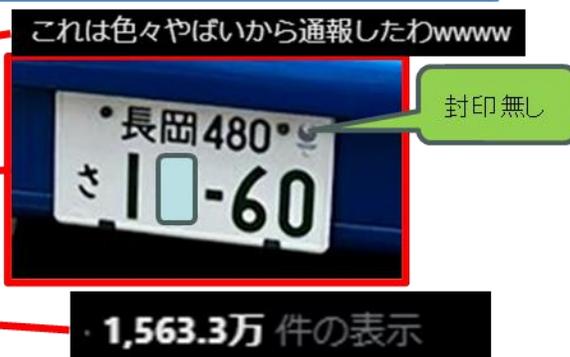
不適切な取扱い	該当	国土交通省の対応内容
イ：①～④全て	4者	封印取付けの委託解除（解除後2年間は委託不可）
ロ：①（イ以外）	24者	封印取付けの委託停止（6ヶ月間）
ハ：②③④のいずれか（イ・ロ以外）	123者	再発防止策の策定及びその実施の徹底の指導

6. 封印の効果について

封印のメリット

- 封印によって、当該自動車为正しく登録を受けたことが外観で容易に迅速に確認できる。
- 封印がないことやキズがあるなど不審な点があれば、一般人であっても盗難車や不審車を即座に疑うことができるため、SNS上で盗難車情報の拡散や警察への通報につながっている。

封印がないことで、通報や情報拡散につながった例



6. 封印制度見直しについて

韓国における封印廃止

- 韓国では、**偽造防止の効果がある反射材を使用したナンバープレート**が普及していることなどにより、2025年2月に封印を廃止する予定。

封印に関する自動車ユーザーの声の一例



 車輛照会や改造防止プレートの技術の発達を理由にナンバープレートの封印は来年で廃止されることになりましたが、

『照会権を持たない民間人の誰が見ても違法改造や盗難の可能性がわかる』わけですから、特に盗難車の発見に大きく貢献しているんですね(実際にこれで盗難が発覚・摘発される事案が多い)


 4月8日

個人的には今からでも法案を取り消して封印を今後も使い続けたほうが国内治安的にはかなりいいと思うんですよねえ.....自動車やバイクの盗難・海外密輸出は元々『ほぼ泣き寝入り』と言われるほどただでさえ被害者に優しい日本なので.....実質最期に残された希望なんですよね。

※韓国の封印廃止を日本のことと勘違いした人の声



 そろそろ封印を変えませんか...
 マイナスドライバー突っ込めば女でも外せちゃうのは、危ない。
 本来ならそんな必要ないんだと思うけど、ここまで自動車盗難が多いんだからナンバーの柄じゃなく防犯に効果があるものを...



 自動車盗難多発すんなら
 封印にGPSでもつけてくれよ

***** 8/10(土) 5:03 非表示・報告
 今でも封印破壊で天ぶらナンバーつけてる奴はいるけど、それでも多少の抑止力にはなってる。
 むしろ犯罪抑止の為に軽自動車やバイクのナンバーにも封印をつけた方がいいんじゃない?

共感した 14 なるほど 2 うーん 5

封印の必要性なども踏まえつつ、今後の封印のあり方について、封印による効果を担保する措置を検討した上で、中長期的にDX化を念頭に封印制度自体を見直す。

